

令和8年度介護事業所内保育所運営費補助事業実施に係る要望調査票における 記入上の注意事項

1 ③ 「保育児童数」の算定方法

各月において職員と保育所との間に**受託契約**をしており、かつ各月において **15 日以上**保育した職員の児童を保育児童数として算定します。

※15日未満の保育した児童数の算定について

下記の要領で換算した上で保育児童数の算定に含めます。

ただし、児童の換算は、1日単位で保育した児童についてのみ行い、時間単位以下の保育した児童については含めません。

・換算方法

(15日未満保育した児童の換算式)

(保育児童一人当たりの換算数) = (各臨時に保育した児童の月間延保育日数) ÷ (実際の月間延開所日数)

例) その月において**1日あたり8時間、15日間**開所した保育所について

15日間保育した児童数	3人
6日間臨時に保育した児童数	1人
5日間臨時に保育した児童数	2人

である場合、

児童数を換算すると、

$(6日) \div (15日) = 0.4$

$(5日) \div (15日) = 0.33$

であるから、これに15日間保育した児童数を加算すると、

$3 + 0.4 + 0.33 + 0.33 = \underline{4.06人}$

2 ④ 「保育士等の数」欄は、次により記入してください。

(1) 保育士等職員は、「保育士」と「保育士助手」とし、「保育士」とは**有資格者の保育士**をいい、「保育士助手」とは、**有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者**(事務、給食職員等を除く)とします。

(2) 「**常勤職員**」とは、年間を通じて平日は**毎日8時間以上勤務するもの**をいい、「**非常勤職員**」とは、常勤職員以外のものとします。

(3) 非常勤職員の常勤換算については、次式により算出した数とします。

各非常勤職員の月(年)間延勤務時間数

月(年)間開所日数 × 8h